

事務所ニュース・サービス会員規約

[制定] 平成19年 3月 1日

[改定] 令和 1年 8月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この会員規約は、株式会社ワーク・アビリティ（以下「当社」といいます）が提供する第3条に定めるサービスを、第4条に定める会員が利用する際の一切に適用します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、会員の下承を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の会員規約によります。

2. 変更後の会員規約については、当社ホームページに表示した時点より、効力を生ずるものとします。ただし、会員の権利を引き下げる規約の変更を実施する場合は、必ず会員各人への文書による事前案内を経て行うものとします。

(会員へのサービス)

第3条 当社は、本規約に基づき、次のサービスを提供するものとします。

- ①会員が発行者となって当該会員の顧客等へ提供することを目的とする月刊小冊子（以下「事務所ニュース」といいます）の販売
- ②「事務所ニュース」の解説資料の販売

第2章 会 員

(会 員)

第4条 会員とは、当社へ会員登録の申し込みを行った者（以下「登録申込者」といいます）のうち、当社が登録を承認した者をいいます。

2. 会員は、当社が登録を承認した時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

(入会の承認)

第5条 当社は、所定の方法にて会員登録を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に、文書により登録を承認します。

(登録の不承認および取消)

第6条 当社は、審査の結果、登録申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の登録を承認しないことがあります。

- ①会員規約の違反等により会員資格の停止処分または過去に除名処分を受けたことがあること
- ②登録申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと
- ③利用料の支払を怠っていることまたは過去に支払を怠ったことがあること
- ④その者が成年被後見人、被保佐人、または破産者で復権していない者のいずれかであり、登録申込の際に法定代理人または保佐人などの同意等を得ていなかったこと
- ⑤その他前各号に準ずる支障があると当社が判断したこと

2. 会員の登録承認後であっても、前項各号に定める事項のいずれかに該当していることがわかった場合は、会員登録を取り消すことがあります。

(変更の届出)

第7条 会員は、住所、メールアドレス等、その他当社への届出内容に変更があった場合、速やかに所定の方法で当社に変更の届出をするものとします。

2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
3. 第1項の届出と併せて、「事務所ニュース」の提供に必要な別表に定める料金が発生するときは、会員は当社の請求に基づき振り込んで支払うものとします。

(会員からの解約)

第8条 会員がサービスの利用を契約期間の途中で解約する場合は、所定の方法にて当社に届け出るものとします。当社は、受領している利用料から既に提供済みのサービスの販売額、および要した諸経費、手数料等を差し引いて払い戻すものとします。

2. 会員資格は、一身専属性のものとして、当社は当該会員の死亡を知り得た時点をもって、前項届出があったものとして取り扱うことができるとします。

(登録の更新)

第9条 会員は登録の更新をしようとする場合、制作日程の都合により当社の定める期日までに所定の手続きを完了し、当社の請求に基づき第12条の利用料を第13条に準じて振り込んで支払うものとします。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、契約期間満了までに前条の更新手続きを完了しなかった場合、第13条第2項の下半期利用料の支払いを当社の定める期日までに完了しなかった場合、および会員規約に違反した場合、当該会員の資格を失います。

2. 前項により会員資格を喪失した会員は、期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等当社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

第3章 サービスの利用

(契約期間)

第11条 会員へのサービスの開始は、会員登録完了後、制作日程の都合により当社が決定する期日からとし、当該契約期間は開始日から12ヵ月間とします。

(利用料)

第12条 会員のサービスの利用料、算定方法等は、別表に定めるとおりとします。

(支払方法)

第13条 会員は利用料その他の債務を会員ごとに当社が指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとします。

2. 利用料は、12ヵ月分を一括して支払う他、会員の選択により6ヵ月ごとの上半期と下半期の2期に分割して支払うことができます（別表1のタイトルデザイン作成料・名入れデータ作成料を除く）。

(延滞利息)

第14条 会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

(自己責任の原則)

第15条 会員は、サービスの利用に伴い、他者からのクレーム等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第16条 会員は、「事務所ニュース」原本を第三者へ提供するものとし、当社が承認した場合を除き、複製（インターネットへの掲載を含む）、転売、出版物への転載のために利用することはできません。

(譲渡禁止等)

第17条 会員は、会員として有する権利を、第三者へ譲渡、相続、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

(サービスの一時停止等)

第18条 当社は、以下のいずれかの場合、当該会員の了承を得ることなく、サービスを一時停止することがあります。

- ①会員宛てに発送した郵便物が当社に返送されたとき
- ②電話、FAX、電子メール等による連絡がとれないとき
- ③前各号の他、当社が緊急性が高いと判断したとき

2. 当社が前項の措置をとったことで、当該会員がサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

(サービスの内容等の変更)

第19条 当社は、会員への事前の通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがあります。

(サービスの一時的な中断)

第20条 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的にサービスを中断することがあります。

- ①サービス用設備等の保守を緊急に行うとき
- ②火災、停電等によりサービスの提供ができなくなったとき
- ③地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなったとき
- ④前各号の他、戦争、動乱等、当社がサービスの一時的な中断が必要と判断したとき

2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりサービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因して会員または他者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

(免責)

第21条 当社は、本サービスの内容並びに本サービスにより提供される情報等について、その完全性、正確性、有用性等に関するいかなる保証もいたしません。万一、当社が損害賠償責任を負う場合でも、その範囲は既にお支払いいただいた利用料を上限とした現実かつ直接の損害に限り、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害その他の損害については責任を負わないものとします。

第4章 雑則

(個人情報)

第22条 当社は、会員の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2. 当社は、会員の個人情報を、サービスの提供以外の目的のために利用しないと、第三者に開示、提供しないものとします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ①会員に対し、当社、または当社の業務提携先等から「事務所ニュース」を発送するとき、または会員へのサービスの提供に必要な書類の発送をするとき
 - ②その他会員の同意を得たとき
- 3. 当社は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- 4. 当社は、会員のサービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

(専属的合意管轄裁判所)

第23条 会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とします。

(法人等会員)

第24条 法人等（労働保険事務組合を含む）が会員となる場合、本規約の第6条第1項第4号は適用しません。第7条第1項中において「住所」とあるのは「所在地」と、第8条第2項中において「会員資格は、一身専属性のもの」とします。当社は当該会員の死亡を」とあるのは「当社が会員の破産または解散を」と読み替えます。また第17条中「相続」とあるのは適用しません。

附 則

(施行日)

第1条 この会員規約は、令和1年8月1日より実施するものとします。

別表 1

(金額は消費税を含んでいます。)

<利用料>

①自由タイトル …タイトル部分は、5つの基本パターンの中から1つを選び、規格の範囲で「記載内容」「文字タイプ」などを好みで作成できます。

	月20～84部	月85～150部
基本料	年額 59,400円	年額 85,800円
部数加算	81円/部	55円/部

※月150部超のご契約は、個別に協議し料金を決定します。

(タイトルデザイン作成料 3,300円) ※契約期間の途中でタイトルの再作成をする場合は2,200円

②共通タイトル …タイトル部分は、共通のもの（**F**タイプ）になります。

基本料 年額 33,000円

部数加算 94円/部

※オプション：事務所名等の名入れ

…月20部まで年額 6,600円、月40部まで年額 9,900円、月60部まで年額 11,220円

(データ作成(変更)料 1,100円)

<送料>

送料は、実費をご請求いたします。

<一括払い割引>

利用料を12ヵ月分一括して支払う場合、基本料および部数加算の5%を割り引きます（ただし、購入部数が当初申込みから年間で5割以上増減した場合は、当初申込みの年間部数と実績部数の合計の2分の1の部数による計算額の5%の額を上限として割り引きます。また中途解約の場合に本割引は利用できません）。